

議案第 2 2 号

関市地区公民センター設置及び管理に関する条例の一部改正について

関市地区公民センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 5 年 2 月 2 1 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市南部公民センターを廃止するため、この条例を定めようとする。

関市地区公民センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

関市地区公民センター設置及び管理に関する条例（昭和47年関市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1 関市南部公民センターの項を削る。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。